

# 欧州特許庁（EPO）における第三者情報提供： 簡単かつ費用対効果の高いが賢く利用したい手段

筆者：クリストファー・ベスナード (Christophe Besnard)

先月、欧州特許庁（EPO）が、第三者情報提供（Third-Party Observation, 以下、「TPO」と言う）における手続及び新しいオンライン提出フォームに関する通知<sup>1</sup>を公表しました。これは、TPOの重要な原則及びそれらのプラスな面とマイナスな面の両方ある潜在的な影響を再考察する良い機会となります。

実質的に、TPOは、EPOにおいて誰でも係属中の特許出願に対して当該出願に関するEPOの判断に影響を与え得る意見を提出することができる制度です。EPOによれば、「そのような第三者情報提供は、、、強固かつ頑丈な特許のみが許可されるという可能性を高めることによって公益に資します」。言い換えれば、EPOは、法的に堅実な特許のみが許可されることを確実にするように、外部からの知見を歓迎します。

## 変更点は？

EPOは、TPO提出用の新しいオンラインフォームを導入しました。今回の変更は控えめなものではありますが、この新しいフォームは元のフォームよりもユーザーフレンドリーです。オンラインフォームの利用は推薦されていますが、強制ではありません。当該オンラインフォームは、EPO審査官<sup>2</sup>が迅速に理解し検討することのできる簡潔かつ合理的な情報提供を奨励するために設計されました。

---

<sup>1</sup> OJ EPO 2025, A71: 2025年12月16日付けの欧州特許庁による通知であり、EPC第115条に基づく第三者情報提供の提出手段及び処理の更新となるオンラインフォームの改訂に関するものである。

<sup>2</sup> 本記事における「EPO審査官」という表現は、便宜的に審査部門又は異議申立部門の役職名として使われています。

EPO は今回の通知において、実用的な例を用いて、国際段階において国際事務局に提出された PCT 出願に対する TPO がその後の欧州地域段階においてどのように対処されるかについても明確にしました。

### 第三者情報提供における重要な原則

EPO に TPO を提出する際に庁手数料は発生しません。

TPO は、公開された欧州特許出願に対して、特許査定が EPO により発行される前であればいつでも提出することができますが、可能な限り早めに提出したほうが理想的です。異議申立手続において許可された欧州特許に対して TPO を提出することもできます。TPO は、新規性、進歩性、明確性、又は（形式的な側面ではない）新規事項の追加などの実質的な要件に関するものでなければなりません。

TPO は、匿名で提出することができます。TPO は、英語、フランス語、又はドイツ語で提出されなければなりません。先行技術文献などの根拠書類は、どの言語でも提出可能ですが、EPO により翻訳文を求められる場合があります。TPO は、出願又は特許の公開ファイルの一部とされ、つまり、誰でもアクセス可能となります。

EPO 審査官は速やかに、TPO が提出された特許出願の出願人に当該 TPO を転送します。出願人はそれに対し、意見を述べるすることができます。審査官は、次の実質的な書面通知において当該 TPO とその妥当性に関する意見を検討しなければなりません。TPO が実証され、かつ、非匿名である場合、審査官は、当該 TPO の受領日から 3 か月以内に次の書面通知を発行するよう進めます。TPO が受領された際に出願人からの応答が目立ったものであれば、この 3 か月の期限は、当該応答の受領日から起算されます。

TPOを提出した第三者は、手続の当事者ではないため、EPOから直接に通知されることも、手続に更に関わることもありません。EPO審査官が第三者情報提供を適切に考慮しなかった場合、TPOを提出した第三者は、自身の意見を主張したり、上訴したりすることができません。しかしながら、これらの不利点を軽減するためには、TPOを提出した第三者は、手続をオンラインでモニターリングし、複数のTPOを提出することができます。

## 戦略的考慮事項

EPOにおける異議申立手続や裁判所（すなわち、国内裁判所又は統一特許裁判所）における取消訴訟に比べて、TPOは、遥かに安価です。TPOは、欧州特許出願に対する異議申立をし、特許付与されない、又は少なくともその権利範囲を狭めるよう努めるための迅速かつ費用対効果の高い方法です。更に、実証された非匿名のTPOは、審査手続を加速させることができ、それによって、特許権の存続と権利範囲が不確定な期間を短縮することができます。

しかしながら、TPOの効果は完全にEPO審査官がどのように評価するかに左右されます。より重要なことに、TPOが匿名で提出されたとしても、TPOは、出願人に彼らの特許出願が注目を集めており、付与後異議申立が続く可能性があることと警告することとなります。これは、例えば、クレームの戦略的な補正、分割出願の提出、又は、当初見込まれたよりも多くの国における欧州特許の有効化など、出願人に自身の立場を強化するよう促すことに繋がってしまいます。

## 結論

第三者情報提供は、簡単かつ費用対効果の高い手段ではありますが、思慮深く利用すべきです。潜在的な利点と、競争相手を警戒させて防御措置を取らせるリスクの両方を考慮した上で判断するほうが賢明です。

ご自身の場合に第三者情報提供制度を利用することが意味を成すかについて何かご質問があれば、お手伝いさせていただきますので、お気軽にお問い合わせください。